

## 国道246号渋谷駅周辺整備に関する事業推進会議規約

(名称)

### 第1条

本会議は「国道246号渋谷駅周辺整備に関する事業推進会議」（以下、「会議」という）と称する。

(目的)

### 第2条

本会議は、国道246号渋谷駅周辺整備に係る諸課題への対処等について、学識経験者等による専門的立場から意見を受け、具体的な検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

### 第3条

会議は、前条の目的を達成するために以下の事項について検討を行う。

- ・国道246号渋谷駅周辺整備に向けた諸課題への対処を検討
- ・その他、会議の目的を達成するために必要な事項の検討

(構成)

### 第4条

会議は、学識経験者等をもって構成し、委員は別紙「委員名簿」のとおりとする。

2 委員の追加及び変更は、会議の承認を要するものとする。

(第三者性)

### 第5条

委員は、会議の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

### 第6条

委員の任期は、会議の検討事項が終了するまでとする。

(委員長)

### 第7条

委員長は、委員の互選によって選出し、会議を総括する。

2 委員長が、職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

### 第8条

会議は、委員長または委員及び事務局等の発議に基づいて開催する。

2 会議は、会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条

委員は、公開することが望ましくない個人情報等について漏洩してはならない。

(審議内容の公開)

第10条

会議議事概要については、委員の了解をとった上で速やかに公開するものとする。

(事務局)

第11条

会議を運営するため、事務局を以下に設置する。

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 計画課

(その他)

第12条

本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度会議において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本会議の審議を経て行うことができるものとする。

附則この規約は、令和8年1月16日から施行する。